○デジタル庁告示第七号

行政手続にお ける特定 \mathcal{O} 個人を識別するための番号の 利用等に関する法律施行規則 (平成二十六年内閣府

総務省令第三号) 第二十一条第三号の 規定に基づき、 平成二十七年内 閣 府告示第四 百四十九号 (行 政 手 続

に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十一条第三号の規定に基づき

内閣 総 理大臣が定める基準) の一部を次のように改正し、 戸籍法の一部を改正する法律 (令和元年法律第十

令和三年十一月三十日

七号)

附則第

条第四号に掲

げげ

る規定

の施行の

日

から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

舥 田 |語の定義等 改 正 後 舥 用語の定義等 改 正 前

用語の定義

1) 振替機関システム

別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 む。)、プログラム等により構成され、振替機関が、口座管 サーバ及び発行機関サーバと振替機関サーバを結ぶものを含 オールを含む。以下同じ。)、電気通信回線(口座管理機関 口座管理機関システム又は発行者等システムに送信するため られた記憶媒体に記録して保存するとともに、振替機関サー 部分に限る。)の規定により税務署長に提出されるものに限 理機関システムが送信する行政手続における特定の個人を識 バに備えられた記憶媒体に保存されている特定個人情報を、 単に「特定個人情報」という。)を、振替機関サーバに備え る。)に記載されるべき個人番号を含む特定個人情報(以下 (第1号、第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る 振替機関サーバ、端末機、 第9条第4項に規定する書面(所得税法第225条第1項 電気通信関係装置 (ファイアウ

[(2)~(20) 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

1 用語の定義

(1) 振替機関システム

別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27 む。)、プログラム等により構成され、振替機関が、口座管 のシステム 部分に限る。)の規定により税務署長に提出されるものに限 サーバ及び発行機関サーバと振替機関サーバを結ぶものを含 オールを含む。以下同じ。)、電気通信回線(口座管理機関 口座管理機関システム又は発行者等システムに送信するため バに備えられた記憶媒体に保存されている特定個人情報を、 られた記憶媒体に記録して保存するとともに、振替機関サー 単に「特定個人情報」という。)を、振替機関サーバに備え る。)に記載されるべき個人番号を含む特定個人情報(以下 理機関システムが送信する行政手続における特定の個人を識 (第1号、 振替機関サーバ、端末機、 第9条第3項に規定する書面 第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る 電気通信関係装置(ファイア (所得税法第225条第1項

[(2)~(20) 同左]